

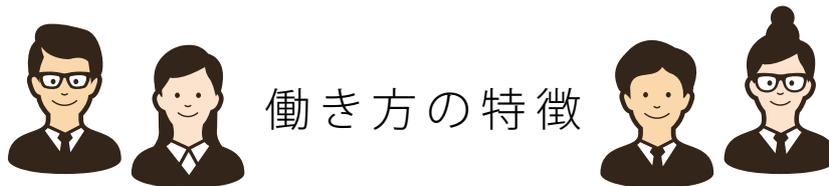
\ さまざまな働き方 /

雇用形態

Contract type

同じ「仕事」でも、働き方（雇用形態）にはいくつかの種類があり、契約期間や給与体系には大きな違いがあります。

ここでは雇用形態を大まかに3タイプに分けて、それぞれの特徴を解説します。よく理解したうえで就職活動に取り組んでください。分からないことは進路指導の先生に確認しましょう。



働き方の特徴

正社員

一般の社員。おもに月給制で終身雇用制。

パート・アルバイト

おもに時給制。正社員の指揮命令を受けて働く。

契約社員

期間限定で雇用される社員。期間ごとに契約をし直す。

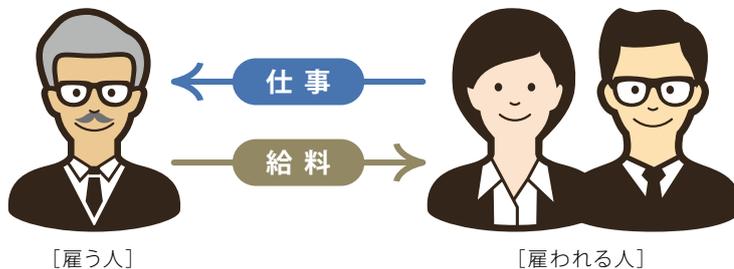
派遣労働者

派遣元（派遣会社）に雇用される。
給料は派遣元から支払われ、指揮命令は派遣先から受ける。

1 正社員

勤務先の会社に利益をもたらすように仕事をし、その対価として給料を得る働き方。一般的に「会社員」という場合は、この正社員を意味します。

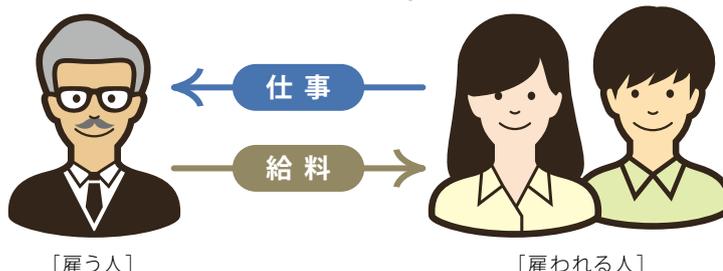
正社員には原則として「勤務先の会社が存続する限り、不当に解雇されない権利」があり、会社都合による一方的な解雇は法律で禁じられています。ただし、採用後に「試用期間」を設けている会社があります。試用期間の日数・給料などが正社員と異なったり、「見習い期間」「研修期間」などと別名称で呼ぶ企業もあるので、しっかり確認しましょう。



2 パートタイム労働者 (パート・アルバイト・契約社員)

一般的に、学校卒業後に社員として就職をせず、アルバイトのみで生計を立てる若年者をフリーターと言います。

アルバイトのほとんどは時給制なので、仕事内容を時間で区切りやすい単純作業やアシスタント業務が多いと言えるでしょう。基本的には正社員の指揮命令を受けて働くので、任される仕事には限度があります。そのためアルバイトの経験は正式な「職歴」とは見なされない場合が多く、経験を生かして正社員へステップアップするのはかなり難しいのが現状です。



3 派遣労働者

派遣元(派遣会社)に雇用されます。派遣労働者として働く場合には、さまざまなことが労働者派遣法で決められています。

給料は派遣元から支払われますが、仕事上の指揮命令は派遣先から受けます。派遣期間は3年間までで、派遣が禁止されている業種もあるなど、働き方は労働者派遣法で決められています。「紹介予定派遣」という派遣社員として働き始め、一定期間終了後に派遣先での直接雇用に移行することを念頭に行われる制度もあります。

